

## 南島原市特別職報酬等審議会 次第

日時：令和8年1月30日（金）19:00～  
場所：西有家庁舎 3階 D会議室

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 委員紹介

5. 会長選出・会長職務代理者の指定

6. 諮問

7. 審議会開会

○議会の議員の議員報酬額について

- ・議員定数等調査検討特別委員会の報告書について
- ・県内各市の状況等について

8. 審議会閉会

# 南島原市特別職報酬等審議会 委員名簿

(敬称略)

氏名	住所	所属団体等	役職
白石保	南島原市 有家町	市商工会	会長
陣川むつ子	南島原市 北有馬町	市商工会	女性部長
林田康徳	南島原市 有家町	市老人クラブ連合会	会長
三澤恵美子	南島原市 南有馬町	市婦人会連絡協議会	会長
有村俊男	南島原市 布津町	自治会長連合会	副会長
伊崎美代子	南島原市 西有家町	国保運営協議会	副会長
隈部太洋	南島原市 有家町	市行政改革推進委員会	会長
野中孝徳	南島原市 南有馬町	市行政改革推進委員会	委員

## ○南島原市特別職報酬等審議会条例

平成18年3月31日  
条例第32号

### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、南島原市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所管事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 議会の議員の議員報酬額

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項に規定する政務活動費の額

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(一部改正〔平成18年条例205号・19年5号・20年27号・24年26号・28年47号〕)

### (委員)

第3条 審議会は、委員8人をもって組織し、その委員は南島原市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要な都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

### (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年8月1日条例第205号)抄

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第26号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成28年12月26日条例第47号)

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条第3号の規定は適用せず、改正前の第2条第3号の規定は、なおその効力を有する。

議員定数等調査検討特別委員会  
報告書

令和 7 年 9 月 30 日

議員定数等調査検討特別委員会

## 目 次

第 1 調査の趣旨	1
第 2 調査特別委員会の設置	1
第 3 議員定数及び議員報酬の返還	1
第 4 特別委員会の開催経過及び調査概要	2
第 5 基礎資料等の概要	3
第 6 調査結果	8
第 7 まとめ	10

## 第1 調査の趣旨

現在、地方議会においては、議会活性化に向けた主体的な取組を進める中で、地方分権の進展、あるいは少子高齢化及び人口減少社会の到来を踏まえ、住民自治の根幹をなす機関として、地域の実情に応じた効果的な議会機能の発揮が求められている。

本市においても、合併時の議員定数 30 人から現在の 19 人へ幾度か見直しを行い定数削減を進めてきたが、地方議会を取り巻く現状に鑑み、将来の議員として立つ若い人たちの環境整備、延いては南島原市議会の活性化を目指し、議員定数及び議員報酬の在り方に関する必要な事項の調査検討をするため、令和 7 年 3 月 19 日、令和 7 年第 1 回南島原市議会定例会において、議員定数等調査検討特別委員会を設置した。

## 第2 調査検討特別委員会の設置

- 1 特別委員会の設置  
令和 7 年 3 月 19 日
- 2 調査の期間  
設置の日から調査終了まで。  
なお、本委員会は、閉会中も継続調査を行うことができる。
- 3 調査事件  
議員定数及び議員報酬の在り方に関する必要な事項の調査検討
- 4 委員数  
8 名

## 第3 議員定数及び議員報酬の変遷

### 1 議員定数

改定年	定数
平成 18 年 (合併時)	30 人
平成 22 年 (改選時)	24 人 (6 人減)
平成 26 年 (改選時)	21 人 (3 人減)
平成 30 年 (改選時)	19 人 (2 人減)
令和 4 年 (改選時)	19 人

### 2 議員報酬

改定年	区分	報酬月額
平成 18 年 (合併時)	議長	435,000 円
	副議長	365,000 円
	議員	348,000 円

## 第4 特別委員会の開催経過及び調査概要

全員協議会 令和7年2月12日	特別委員会の設置の提起と協議
議会運営委員会 令和7年2月28日	調査事項の確認、委員選出方法等
全員協議会 令和7年3月5日	特別委員会設置の決定 調査事項の確認、特別委員会名の決定、委員の内定等
第1回定例会 令和7年3月19日	特別委員会の設置
第1回 令和7年3月19日	正副委員長の互選
第2回 令和7年4月28日	今後の進め方について 昨年度の研修内容について検証。 県内他市の状況を考慮し市民へのアンケートを実施しないことを決定。 スケジュール確認。 令和7年8月中旬を目途に結論を出すことに決定。
第3回 令和7年5月28日	各会派の意見集約 長崎県内及び全国の現状について把握 議員全員にアンケートを実施することを決定
第4回 令和7年6月23日	長崎県内及び類似市資料・アンケート結果を基に協議
第5回 令和7年7月30日	協議・結論 議員定数の削減と議員報酬の増額で決定
第6回 令和7年8月25日	特別委員会の意見集約と報告書の作成 報告書の策定

## 第5 基礎資料等の概要

全国市議会議長会が、令和6年に全国815市を対象として実施した「市議会議員定数に関する調査」及び「市議会議員報酬に関する調査」の調査結果並びに総務省調査結果等を基礎資料として、人口3万5千人から4万5千人の自治体で令和5年以降、議員定数を改定した又は今後改定予定の自治体（17市該当）を分析対象として抽出し、長崎県下13市の状況と合わせて比較・分析を行った。

また、議員定数及び議員報酬に関して、全議員を対象にアンケートを実施し、議会全体の意見を把握することとした。

### （1）人口3万5千人以上4万5千人未満 17市の状況（抜粋）

令和6年12月31日時点

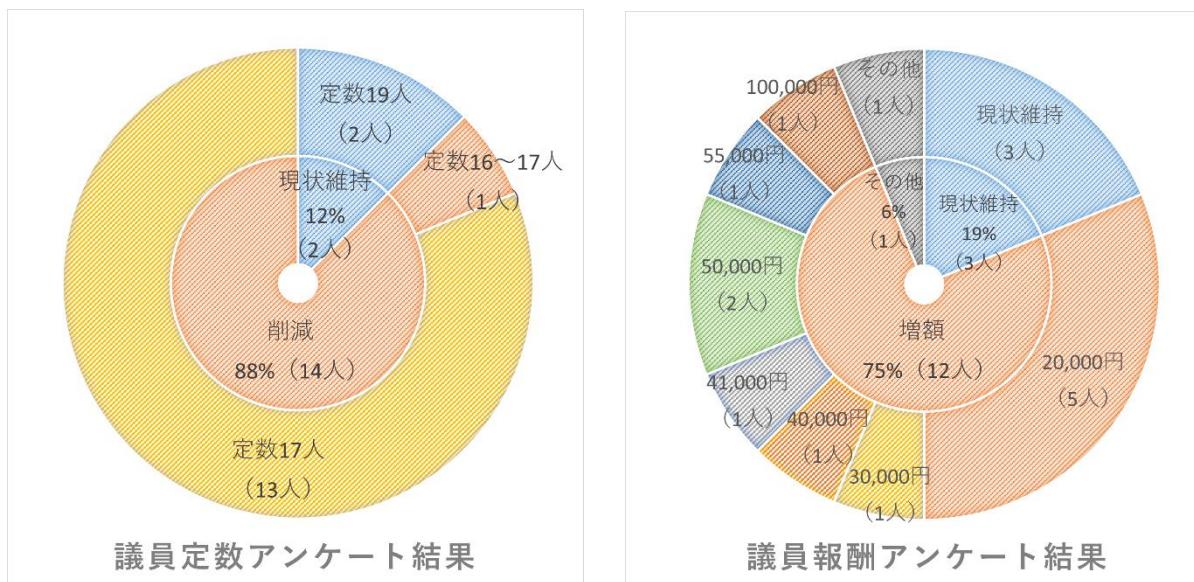
県名	市名	人口	改定前の 議員定数	改定後の 議員定数	減数	議員1人当 たりの人口	議員 報酬月額
北海道	北斗市	42,810	22	20	2	2,141	350,000
宮城県	岩沼市	43,137	18	16	2	2,696	363,000
宮城県	東松島市	37,875	18	16	2	2,367	348,000
茨木県	下妻市	42,071	20	18	2	2,337	370,000
群馬県	沼田市	43,532	20	18	2	2,428	339,000
岐阜県	瑞浪市	35,277	16	14	2	2,520	375,000
兵庫県	洲本市	40,759	18	16	2	2,547	390,000
兵庫県	赤穂市	44,179	18	17	1	2,559	350,000
兵庫県	加東市	39,413	16	14	2	2,815	350,000
奈良県	葛城市	37,794	15	13	2	2,907	370,000
島根県	益田市	42,995	22	20	2	2,150	303,500
岡山県	真庭市	40,778	24	22	2	1,854	350,000
徳島県	吉野川氏	37,554	20	18	2	2,086	350,000
愛媛県	大洲市	39,040	21	18	3	2,169	344,000
愛媛県	伊予市	35,173	17	16	1	2,198	348,000
福岡県	田川市	44,839	20	18	2	2,491	394,000
長崎県	雲仙市	40,715	19	17	2	2,395	370,000
平均（17市）		40,467	19.1	17.1	1.9	2,394	358,853

(2) 長崎県下市議会 議員定数等の状況（抜粋）

令和7年1月1日時点

市名	人口	議員定数の改定状況			議員報酬の改定状況		
		現状 (改定後)	改定前	適用 時期	現状 (改定後)	増額	適用 時期
長崎市	390,985	36	40	R9.5	625,000	6,000	R5.5
佐世保市	229,833	33	-	-	563,000	-	-
島原市	42,033	19	-	-	359,000	-	-
諫早市	133,479	26	30	R3.3	450,000	45,000	R6.4
大村市	99,694	25	-	-	400,000	-	-
平戸市	27,908	18	-	-	326,000	-	-
松浦市	20,439	16	17	R4.1	322,000	-	-
対馬市	27,097	17	19	R7.6	320,000	-	-
壱岐市	23,731	16	-	-	320,000	20,000	R6.4
五島市	33,733	18	20	R3.1	331,000	6,000	R5.4
西海市	24,973	16	18	R7.4	350,000	40,000	R7.5
雲仙市	40,715	17	19	R7.11	370,000	20,000	R7.12
南島原市	40,635	19	-	-	348,000	-	-

### (3) 議員アンケート (回答 16 人)



#### ①議員定数について

##### <現状維持の意見>

- 時期尚早。タイミングが悪い。
- 人口減少が加速中ではあるが、議員定数削減により議員の空白地域が出る前に、幅広く市民の声を拾う必要がある。
- 市民の要望等を施策に反映するには現状のままでいいと思う。

##### <定数削減の意見>

- 人口減少が進む中で、議会の規模も見直すべき。限られた財源をより効率的に使い、市民サービスの充実につなげるため、議員定数の削減は必要だと思う。
- 人口減少も進んでおり定数の削減はやむを得ず、近隣市の状況を考慮すると 2 人ぐらいの定数減が妥当。
- 人口減が進む南島原市においては減らすことを考える。類似、近隣自治体の事例も参考し、1 議員あたりの人口比として 17 人が妥当と判断した。
- 全国市議会議長会のデータ (R5年 12月 31日現在) を基に、本市と同じ人口規模 40 市の平均議員定数が 17.3 人とあるので、17 人が妥当だと思う。
- 市民の少数意見を議会に反映させるためには定数を減らすことは不本意であるが、半島三市の定数は 19 となっていたが、雲仙市が定数 17 と減らしたところもあり、本市の定数も 17 とするのが妥当と考える。
- 財政負担の軽減。議会運営の効率化。
- 議員定数を減らせば、市民の声が届きにくくなるとの意見もあるが、人口減少や過疎化の進行する中、同規模自治体と比べて、17 人が妥当だと考える。
- 前回から現状の 19 名であり、人口減が続く本市で定数を今回も維持するという事は、実質増員することである。

- 人口が減少し過疎化が進行している。将来的にも減少する見込みでもありやむを得ない。
- 前回の議会でも実質17名での運営であった。今回の議会も実質18名での運営である。各常任委員会の構成が懸念されるが支障はないと考える。
- 全国的の人口割合に対して議員定数が、35,000人～40,000人の平均が17.268だったから。
- 市運営側の失敗のため9千万円の欠損が生じ2名減分を充てる。本来ならば、市民の意見を聞くためには現状維持。

#### ＜その他＞

- 今まで無投票選挙はなく、本市においてなり手不足はないようだ。
- 議員が減少しすぎると市民からの意見が上がりにくくなる。(面積が広い)
- 減らすことを前提の協議ではなく、現状のまま、またはどうなるか。減らしたときにはどうなるのか、どういうことができるのか等。(議会改革)

#### ②議員報酬について

##### ＜現状維持の意見＞

- 現在、物価高など市民の家計を直撃していることや9千万円の返還がなされていない事などを考慮すると現状のままよい。
- 市運営側の失敗により9千万円の欠損が生じたため、2名分を充てる。(20年間据え置きのため本来ならば10万円増額すべき。)

##### ＜増額の意見＞

###### 20,000円増額

- 20年間据え置きである事と近年の物価高騰の苛烈さに鑑みて増額はやむを得ない。しかし定数減に伴う経費削減効果も必要であり、それらの兼ね合いを考えると、雲仙市並みが妥当である。
- 物価上昇が続き、市職員の報酬も上がっている(?)一方で、議員報酬は増減なく経過している。これは議員のなり手不足の要因かもしれない。2万円増は、2人議員減少したことを前提とし、その半分(1人分)を報酬に上乗せすることとしている。
- 合併後改定されておらず、同規模自治体と比べ低い水準にあり物価も高くなっているため。
- 物価高騰・人件費高騰のため
- 定数の根拠と同じく全国市議会議長会のデータ(R5年12月31日現在)を基に、定数17の23市の平均報酬は370,700円となるので、2万円増額が妥当だと思う。

###### 30,000円増額

- 多様な層の市民が議員選に立候補できるようにするために一定の報酬を確保する必要があると考える。

#### **40,000 円増額**

○議員報酬は長い間変更が無い。地方議員のなり手不足が問題となっている地域もあるが、本市においては欠員はないところでもあり、定数削減による報酬分を増額に充当するのが適当と考える。

#### **41,000 円増額**

○議員 1 人 348,000 円×2 人=696,000 円。696,000 円÷17 人=40,941 円

#### **50,000 円増額**

○定数を減らすことで、残る議員の責任と仕事量は大きくなる。報酬の見直しは、質の高い議会活動を維持し、市民の声をより確実に届けるための環境づくりの一環。

○南島原市となり 20 年を迎えるが、議員定数は減らしているが報酬が上がっていない。物価も高騰しているため、議員職だけの金額ではなり手不足につながると思う。民間事業者の最低賃金も上昇しているので安定した生活を送るためにも増やす。

#### **55,000 円増額**

○議員活動の質の向上。議員の生活保障。

#### **100,000 円増額**

○南島原市になって 20 年になるが定数は減らしているが、報酬は当初のままである。幸い南島原市は今議会から若手の新人が増えているが、議員報酬も市の職員の平均給料はあっても良いのでは。

#### **<その他の意見>**

○2 万円ぐらい上げる場合は、次回の選挙（2030 年改選の時）でも良いのでは。（2 万円あげてもなり手不足や専業議員にまではなれない。）

## 第6 調査結果

### (1) 議員定数の結論

**議員定数は、令和8年の南島原市議会議員の次期改選から17人とする。**

議員定数は平成18年には30人であったが、平成22年の改選時には6人減の24人、平成26年の改選時には3人減の21人、平成30年から2人減の19人となった。

本委員会では、本市が直面している人口減少や、既に県内外の市において定数削減の動きが進行している状況を鑑み、議員定数の削減は回避できない状況であると判断した。

その結果、今後も人口減少に見合った議員定数の削減の可能性を視野に入れた見直しであることを考慮し、議員定数を17人とする結論に至った。

#### 《委員会での主な意見》

- ・人口減少が進む中で、議会の規模も見直すべきだと考える。限られた財源をより効果的に使い、市民サービスの充実につなげるため議員定数の削減は必要である。
- ・全国市議会議長会のデータ（R5年12月31日現在）のデータを基に、本市と同じ人口規模(37,000人～41,000人)40市の平均議員定数が17.3人とあるので、17人が妥当である。
- ・議員定数を減らせば、市民の声が届きにくくなるとの意見があるが、人口減少や過疎化の進行する中で、同規模自治体と比べて17人が妥当である。
- ・人口減少が加速する中ではあるが、議員定数削減により議員の空白地域が出る前に、幅広く市民の声を拾う必要がある。
- ・市民の要望等を施策に反映するには現状のままでいいと思う。
- ・市民の皆さんも関心も高いと思うので、しっかり議会としても考えて示しをつけるべきであるとの考え方から17人が適正である。
- ・10万円のベースアップをもとにして、15人から16人の方向で考える。
- ・今回は柔軟性を持って2名削減し、次期の調査検討特別委員会においては、現状の人口に見合った議員定数を検討しながら先に進めるような方向が良い。

## （2）議員報酬の結論

**報酬月額は、それぞれ次のとおりとする。**

**なお、改定後の報酬月額は、令和8年6月11日任期満了に伴う南島原市議会議員一般選挙後からの適用とする。**

- ・議長 月額 475,000円**
- ・副議長 月額 405,000円**
- ・議員 月額 388,000円**

議員報酬の改定については、他自治体の状況を勘案すると、市長の諮問機関である特別職報酬審議会において審議され議会に提案されるのが一般的であることから、本委員会においても市長に提言することを確認した。

当委員会では、合併してから20年余り報酬額が変わっていない中で、現在の物価高騰への考慮や多様な立候補を促す環境の提供など、議員活動の質向上と生活保障などの面からさまざまな議論を重ねてきた。

最終的な報酬額については、他市の状況を基に現予算を超えないことを念頭に月額4万円の増額を提案する結論に至った。

なお、議員定数2名削減することによる報酬額以外の経費については、4年間で約1千万円の減額となる見込みである。

また、平成18年度の合併時から議員定数を30人から19人へと削減してきた一方、議員報酬の改定は見送られてきたことを考慮いただき、今回の増額の提案についてご理解をいただきたい。

### 《委員会での主な意見》

- ・物価高騰、議員のなり手不足を理由に増額を支持する。
- ・物価上昇や同規模自治体との比較を根拠に妥当とする。
- ・多様な立候補を促すため、増額を支持する。
- ・議員活動の質向上と生活保障のため。
- ・現在、物価高など市民の家計を直撃していることや9千万円の返還がなされていない事などを考慮すると現状維持。
- ・全国の議員定数17である市議会の平均額より低めが妥当ということで2万円の増額を支持する。
- ・物価高騰が背景にあり、増額の意見も多く、予算を超えない範囲で4万円の増額を支持する。
- ・先々議員になられる方たちのためにも、全国平均の5万円増額を支持する。

## 第7　まとめ

当委員会は、近年の経済状況や市の財政状況、近隣市議会の動向を踏まえつつ、市民の負託に応えうる議員定数及び報酬の改定に必要な項目の調査研究をする必要があると判断し、本年3月、第1回定例会において設置され、これまでに委員会を6回開催し、協議を行ってきた。

議員定数については、市が直面している人口減少や、既に県内外の市では定数削減の動きが進行している状況を鑑み、議員定数の削減は回避できないと判断した結果、現行の議員定数19人から2人削減し、17人とする結論に至った。

次に議員報酬については、現在の物価高騰への考慮や多様な立候補を促すためなど、議員活動の資質向上と生活保障などの面から判断するとともに、合併から議員定数を削減してきた一方、議員報酬の改定は見送られてきたことなどを踏まえ、最終的な報酬額については、他市の状況を基に現予算を超えないことを念頭に、議員報酬月額4万円の増額を市長に対し特別職報酬等審議会への諮問を提案することとした。

なお、議員定数が2名削減による報酬以外の経費については、4年間で約1千万円が削減となる見込みである。

結びに、今回の議員定数削減並びに報酬の増額によって、これまで以上に議員一人ひとりが、議員責務に対する認識を高めるとともに、資質の向上に努めることで、市議会として市の発展に寄与していくことを約束し、本委員会の報告とする。

南島原市議員定数等調査検討特別委員会委員名簿

委員長　　松永　忠次

副委員長　　寺澤　佳洋

委員　　松本　添花

委員　　井上　修一

委員　　酒井　光則

委員　　中村　哲康

委員　　黒岩　英雄

委員　　田中　次廣

# 資料 2

## 議員定数改正に伴う予算減額試算(定数19名⇒17名)

### 議員活動費(報酬)

節	細節		定数減	報酬増	定数減 & 報酬増
報酬	議員報酬	議員 報酬(348,000円) × 12月 × 2名分	-8,352,000	8,160,000	-192,000
		議員 報酬増加分(4万 × 12月 × 17名)			

### 議員活動費(報酬以外)

職員手当	期末手当	議員 期末手当(6/12月分)2名分	-2,722,000		
		議員 期末手当(増加分)17名		2,659,000	-63,000
共済費	議員共済会負担金	共済会負担金 標準35万 × 0.269 × 2名分など	-2,286,000	2,196,000	-90,000
		給付費負担金 (報酬増加分) 標準39万 17名分			
旅費	費用弁償	常任委員会 行政視察(3委員会)など	-520,000		-520,000
需用費	印刷製本費	議会だより	-207,000		-207,000
賃借料	車借上料	バス借上料	-400,000		-400,000
負担金補助及び交付金	負担金	議員研修負担金 5千円 × 2名分	-10,000		-10,000
	補助金	政務活動費補助金 18万 × 2名分	-360,000		-360,000
		合計	-6,505,000	4,855,000	-1,650,000

### 議会事務局費

節	細節			
需用費	消耗品費	議員手帳市名入り @1,100円 × 2冊等	-3,000	
		改選に伴う消耗品(1年あたり)	-32,000	
	修繕料	議場映像音響設備用マイクロホン修繕2本	-55,000	
役務費	通信運搬費	タブレット通信料等 × 2台分	-184,000	
使用料及び賃借料	システム使用料	WowTalk使用料等 2台分	-80,000	
	その他使用料	コピー使用料	-24,000	
		合計	-378,000	-378,000
			-6,883,000	-2,028,000

【定数減のみ】 報酬 約 835万円、 報酬以外 約 688万円、 合計 1,523万円 の削減 4年間で 6,092万円減

【報酬4万増の時】 報酬約 19万円、 報酬以外 約 202万円、 合計 221万円 の削減 4年間で 884万円減

# 南島原市特別職報酬等審議会 資料

# 資料 3

## ◆年間報酬額合計による比較

### ○現状

区分	人数	月額報酬	期末手当 3.5月	年間報酬額合計	備考	
					一人当	
議長	1人	435,000円	1,750,875円	6,970,875円	6,970,875円	
副議長	1人	365,000円	1,469,125円	5,849,125円	5,849,125円	
議員	17人	348,000円	1,400,700円	94,803,900円	5,576,700円	
合計	19人	6,716,000円	27,031,900円	107,623,900円	5,664,416円	
					107,623,900	

### ○比較表

区分	議員定数	年間報酬額合計	一人当	現状との比較 (効果額)	備考	
1 現状	19人	107,623,900円	5,664,416円	-		
2 現状・減員	17人	96,470,500円	5,674,735円	▲11,153,400円	現状の報酬額と同額 2人分の減額	
3 試算① 40,000円増	17人	107,367,500円	6,315,735円	▲256,400円	2人削減前の定数 19人時とほぼ同額	
4 試算② 35,000円増	17人	106,005,375円	6,235,610円	▲1,618,525円		
5 試算③ 30,000円増	17人	104,643,250円	6,155,485円	▲2,980,650円		
6 試算④ 25,000円増	17人	103,281,125円	6,075,360円	▲4,342,775円		
7 試算⑤ 22,000円増	17人	102,463,850円	6,027,285円	▲5,160,050円	雲仙市議員と同額の場合 (報酬月額：370,000円)	
8 試算⑥ 20,000円増	17人	101,919,000円	5,995,235円	▲5,704,900円	1人削減とほぼ同額	
9 試算⑦ 15,000円増	17人	100,556,875円	5,915,110円	▲7,067,025円		
10 試算⑧ 10,000円増	17人	99,194,750円	5,834,985円	▲8,429,150円	島原市議員とほぼ同額の場合 (報酬月額：359,000円)	
11 試算⑨ 5,000円増	17人	97,832,625円	5,754,860円	▲9,791,275円		

# 資料 4

## ◆南島原市特別職報酬等審議会 資料（島原半島3市の状況）

R7. 12. 1現在

団体コード	団体名	R7. 1. 1 住基人口	議員 (R7. 4. 1)	議員関係																	
				報酬額																	
				議長						副議長						議員					
				条例定数	実数	月額	順位	副議長との差	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	定数割	順位	
422037	島原市	42,044人	19人	19人	454,000円	2	74,000円	95,000円	H10. 4. 1	443,000円	380,000円	2	21,000円	H10. 4. 1	371,000円	359,000円	2	21,118円	2	H10. 4. 1	350,000円
			本市との比較	1,404人	0人	19,000円		4,000円	8,000円			15,000円		4,000円			11,000円		647円		
422134	雲仙市	40,626人	17人	17人	458,000円	1	70,000円	88,000円	R7. 12. 1	438,000円	388,000円	1	18,000円	R7. 12. 1	368,000円	370,000円	1	24,667円	1	R7. 12. 1	350,000円
			本市との比較	▲14人	▲2人	▲2人	23,000円		0円	1,000円	23,000円		1,000円			22,000円		4,196円			
422142	南島原市	40,640人	19人	19人	435,000円	3	70,000円	87,000円	H18. 3. 31		365,000円	3	17,000円	H18. 3. 31		348,000円	3	20,471円	3	H18. 3. 31	

※議員の定数割は、定数から議長と副市長を除いた人数で除算した報酬額

## ■試算と比較した場合

区分	条例定数	実数	議長						副議長						議員					
			月額	順位	副議長との差	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	定数割	順位	適用日	改正前	
試算① 40,000円増	17人	17人	475,000円	1	70,000円	87,000円			405,000円	1	17,000円			388,000円	1	25,867円	1			
試算② 35,000円増	17人	17人	470,000円	1	70,000円	87,000円			400,000円	1	17,000円			383,000円	1	25,533円	1			
試算③ 30,000円増	17人	17人	465,000円	1	70,000円	87,000円			395,000円	1	17,000円			378,000円	1	25,200円	1			
試算④ 25,000円増	17人	17人	460,000円	1	70,000円	87,000円			390,000円	1	17,000円			373,000円	1	24,867円	1			
試算⑤ 22,000円増	17人	17人	457,000円	2	70,000円	87,000円			387,000円	2	17,000円			370,000円	1	24,667円	1			
試算⑥ 20,000円増	17人	17人	455,000円	2	70,000円	87,000円			385,000円	2	17,000円			368,000円	2	24,533円	2			
試算⑦ 15,000円増	17人	17人	450,000円	3	70,000円	87,000円			380,000円	2	17,000円			363,000円	2	24,200円	2			
試算⑧ 10,000円増	17人	17人	445,000円	3	70,000円	87,000円			375,000円	3	17,000円			358,000円	3	23,867円	2			
試算⑨ 5,000円増	17人	17人	440,000円	3	70,000円	87,000円			370,000円	3	17,000円			353,000円	3	23,533円	2			

## ◆南島原市特別職報酬等審議会 資料（県内の状況）

R7. 12. 1現在

団体コード	団体名	R7. 1. 1 住基人口	議員 (R7. 4. 1)	議員関係																	
				報酬額																	
				条例 定数	実数	議長					副議長					議員					
						月額	順位	副議長との差	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	定数割	順位	
420011	長崎市	390,551人	40人	39人	744,000円	1	65,000円	119,000円	R5. 5. 1	737,000円	679,000円	1	54,000円	R5. 5. 1	673,000円	625,000円	1	16,447円	13	R5. 5. 1	619,000円
422029	佐世保市	233,507人	33人	33人	672,000円	2	61,000円	101,000円	R7. 4. 1	662,000円	611,000円	2	40,000円	R7. 4. 1	602,000円	571,000円	2	18,419円	11	R7. 4. 1	563,000円
422037	島原市	42,044人	19人	19人	454,000円	6	74,000円	95,000円	H10. 4. 1	443,000円	380,000円	6	21,000円	H10. 4. 1	371,000円	359,000円	6	21,118円	5	H10. 4. 1	350,000円
422045	諫早市	132,050人	26人	24人	560,000円	3	80,000円	110,000円	R6. 4. 1	500,000円	480,000円	3	30,000円	R6. 4. 1	420,000円	450,000円	3	18,750円	10	R6. 4. 1	405,000円
422053	大村市	99,694人	25人	25人	493,000円	4	74,000円	93,000円	H9. 1. 1	474,000円	419,000円	4	19,000円	H9. 1. 1	402,000円	400,000円	4	17,391円	12	H9. 1. 1	384,000円
422070	平戸市	27,908人	18人	18人	415,000円	10	68,000円	89,000円	H21. 11. 6		347,000円	10	21,000円	H21. 11. 6		326,000円	10	20,375円	8	H21. 11. 6	
422088	松浦市	20,439人	16人	14人	413,000円	11	73,000円	91,000円	H18. 1. 1	431,000円	340,000円	12	18,000円	H18. 1. 1	369,000円	322,000円	11	23,000円	2	H18. 1. 1	349,000円
422096	対馬市	27,097人	19人	19人	400,000円	12	60,000円	80,000円	H29. 6. 1	360,000円	340,000円	12	20,000円	H29. 6. 1	306,000円	320,000円	12	18,824円	9	H29. 6. 1	288,000円
422100	壱岐市	23,731人	16人	16人	400,000円	12	50,000円	80,000円	R6. 4. 1	380,000円	350,000円	9	30,000円	R6. 4. 1	330,000円	320,000円	12	22,857円	3	R6. 4. 1	300,000円
422118	五島市	33,739人	18人	18人	429,000円	8	82,000円	98,000円	R5. 4. 1	421,000円	347,000円	10	16,000円	R5. 4. 1	341,000円	331,000円	9	20,688円	6	R5. 4. 1	325,000円
422126	西海市	24,973人	18人	18人	429,000円	8	60,000円	79,000円	R7. 5. 1	389,000円	369,000円	7	19,000円	R7. 5. 1	329,000円	350,000円	7	21,875円	4	R7. 5. 1	310,000円
422134	雲仙市	40,626人	17人	17人	458,000円	5	70,000円	88,000円	R7. 12. 1	438,000円	388,000円	5	18,000円	R7. 12. 1	368,000円	370,000円	5	24,667円	1	R7. 12. 1	350,000円
422142	南島原市	40,640人	19人	19人	435,000円	7	70,000円	87,000円	H18. 3. 31		365,000円	8	17,000円	H18. 3. 31		348,000円	8	20,471円	7	H18. 3. 31	

※長崎市は、R7. 1. 1住基人口にR6. 12末人口を記載。

※議員の定数割は、定数から議長と副市長を除いた人数で除算した報酬額

## ■試算と比較した場合

区分	条例 定数	実数	議長					副議長					議員						
			月額	順位	副議長との差	議員との差	適用日	改正前	月額	順位	副議長との差	適用日	改正前	月額	順位	定数割	順位	適用日	改正前
試算①	40,000円増	17人	475,000円	5	70,000円	87,000円			405,000円	5	17,000円			388,000円	5	25,867円	1		
試算②	35,000円増	17人	470,000円	5	70,000円	87,000円			400,000円	5	17,000円			383,000円	5	25,533円	1		
試算③	30,000円増	17人	465,000円	5	70,000円	87,000円			395,000円	5	17,000円			378,000円	5	25,200円	1		
試算④	25,000円増	17人	460,000円	5	70,000円	87,000円			390,000円	5	17,000円			373,000円	5	24,867円	1		
試算⑤	22,000円増	17人	457,000円	6	70,000円	87,000円			387,000円	6	17,000円			370,000円	5	24,667円	1		
試算⑥	20,000円増	17人	455,000円	6	70,000円	87,000円			385,000円	6	17,000円			368,000円	6	24,533円	2		
試算⑦	15,000円増	17人	450,000円	7	70,000円	87,000円			380,000円	6	17,000円			363,000円	6	24,200円	2		
試算⑧	10,000円増	17人	445,000円	7	70,000円	87,000円			375,000円	7	17,000円			358,000円	7	23,867円	2		
試算⑨	5,000円増	17人	440,000円	7	70,000円	87,000円			370,000円	7	17,000円			353,000円	7	23,533円	2		

## ◆南島原市特別職報酬等審議会 参考資料（県内の市長等の状況）

R7.12.1現在

団体コード	団体名	参考（市長等の特別職）																	
		給料												期末手当					
		市長			副市長			教育長			市長		副市長		教育長				
		月額	順位	適用日	改正前	月額	順位	適用日	改正前	月額	順位	適用日	改正前	期末	役職加算	期末	役職加算	期末	役職加算
420011	長崎市	1,096,000円	1	R5.5.1	978,000円	892,000円	1	R5.5.1	840,000円	710,000円	2	R5.5.1	683,000円	3.45	35	3.45	35	4.55	20
422029	佐世保市	1,058,000円	2	H16.4.1	1,069,000円	873,000円	2	H16.4.1	882,000円	721,000円	1	H16.4.1	728,000円	3.45	20	3.45	20	3.45	20
422037	島原市	877,000円	5	H10.4.1	855,000円	709,000円	5	H10.4.1	691,000円	626,000円	6	H10.4.1	610,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422045	諫早市	960,000円	3	H17.3.1		780,000円	3	H19.4.1		675,000円	4	H17.3.1		3.45	15	3.45	15	3.45	15
422053	大村市	930,000円	4	H9.1.1	894,000円	753,000円	4	H9.1.1	742,000円	679,000円	3	H9.1.1	653,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422070	平戸市	809,000円	11	H28.4.1	712,000円	664,000円	10	H28.4.1	598,000円	594,000円	10	H28.4.1	535,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422088	松浦市	800,000円	12	H18.1.1	818,000円	656,000円	11	H18.1.1	672,000円	584,000円	13	H18.1.1	615,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422096	対馬市	800,000円	12	H28.4.1	720,000円	652,000円	13	H28.4.1	551,000円	590,000円	12	H28.4.1	531,000円	3.45	20	3.45	20	3.45	20
422100	壱岐市	820,000円	9	R6.4.1	800,000円	656,000円	11	R6.4.1	640,000円	594,000円	10	R6.4.1	576,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422118	五島市	820,000円	9	R5.4.1	804,000円	671,000円	8	R5.4.1	658,000円	595,000円	9	R5.4.1	584,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422126	西海市	837,000円	8	H17.4.1		668,000円	9	H17.4.1		617,000円	7	H17.4.1		3.45	20	3.45	20	3.45	20
422134	雲仙市	875,000円	6	H30.4.1	859,000円	709,000円	5	H30.4.1	696,000円	630,000円	5	H30.4.1	618,000円	3.45	15	3.45	15	3.45	15
422142	南島原市	870,000円	7	H18.3.31		678,000円	7	H18.3.31		609,000円	8	H18.3.31		3.40	15	3.40	15	3.40	15